

# 平成24年度家裁委員会

## 大阪家庭裁判所における 成年後見事件の現状と課題

大阪家庭裁判所 家事4部後見係

# 成年後見制度

- 平成12年4月に新しい成年後見制度がスタート
- 認知症，知的障害，精神障害などにより，物事を判断する能力が十分でない成年者（以下「本人」という。）について，本人の権利を守る援助者（「成年後見人等」）を選び，本人を法律的に支援する制度
- 本人の能力に応じて，家庭裁判所が選任した援助者（後見人，保佐人，補助人）が法的に支援する。

# 成年後見人等の役割等について

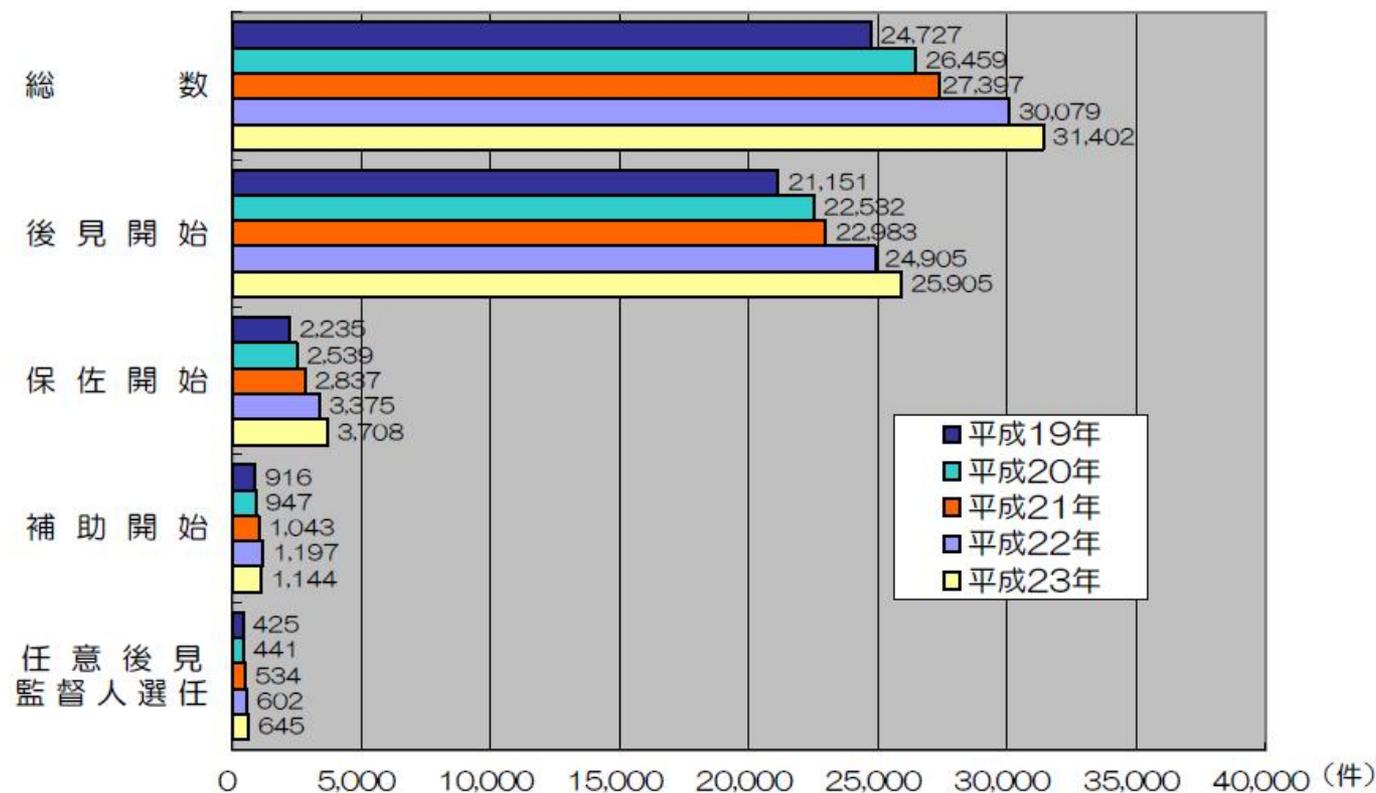
- 成年後見人の選任
- 成年後見人の役割
- 成年後見人の仕事
- 家庭裁判所の監督を受ける



# 成年後見制度の利用状況

(申立件数 平成19年～平成23年)

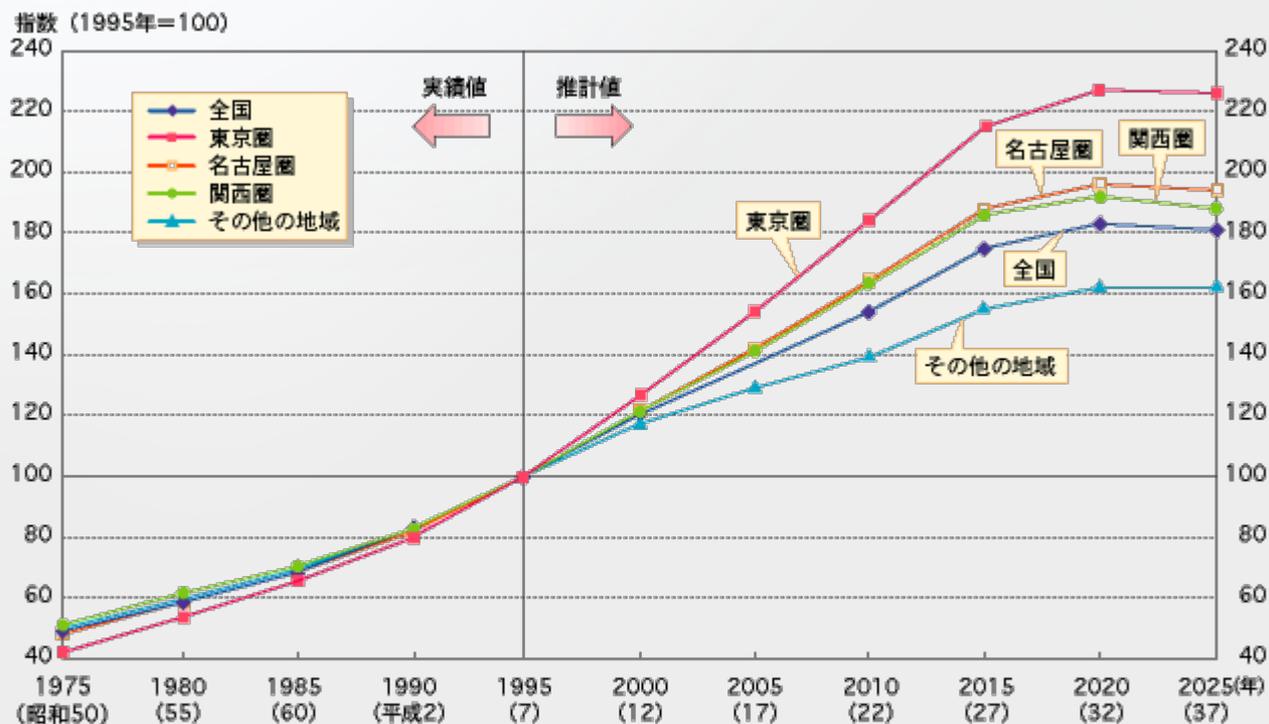
(資料1) 過去5年における申立件数の推移



(注) 各年の件数は、それぞれ当該年の1月から12月までに申立てのあった件数である。

# 高齢者の人口の推移 (厚生労働省のホームページから)

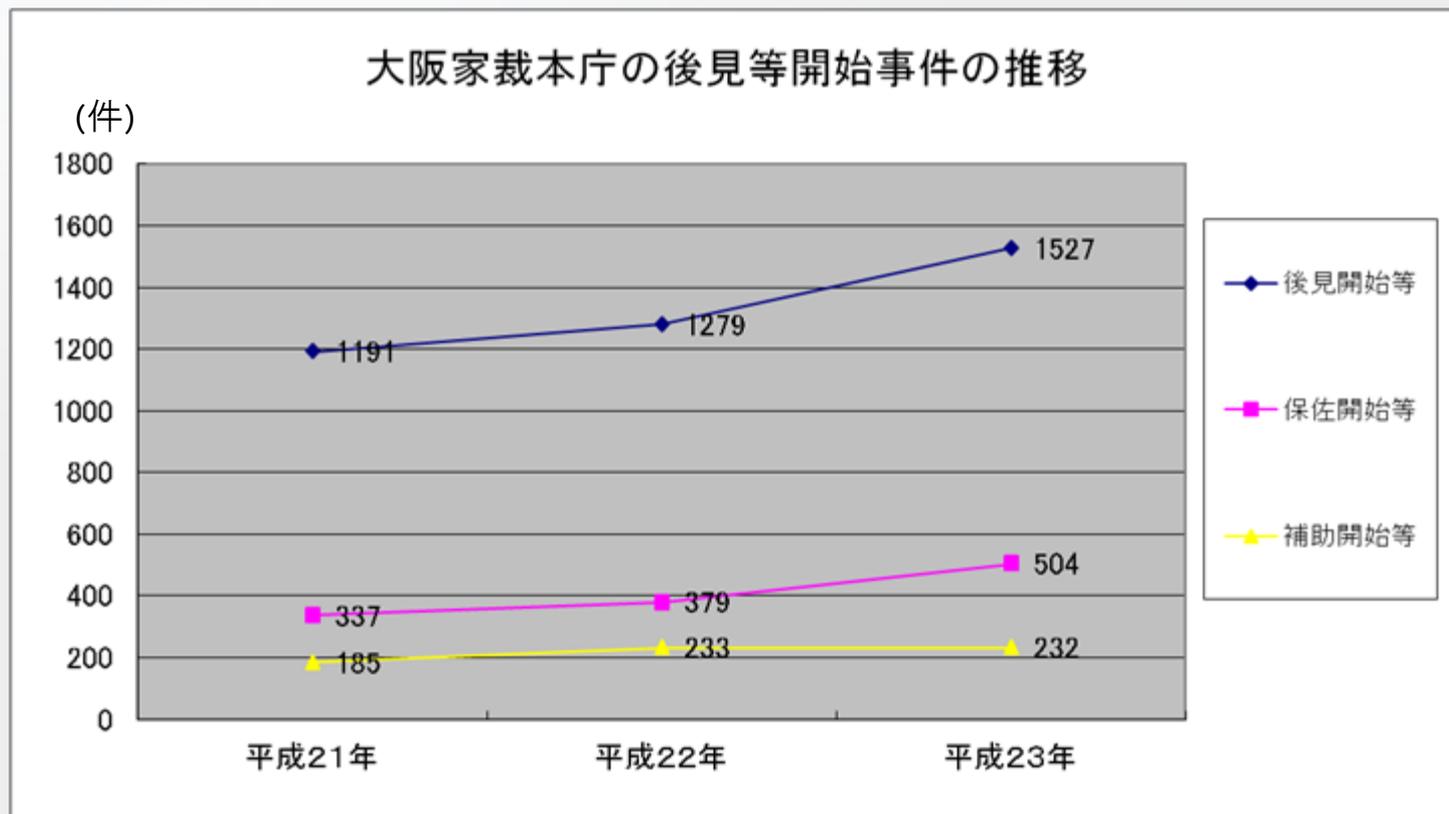
三大都市圏の高齢者人口の推移 (1975~2025年)



資料：1995年までは総務庁統計局「国勢調査」、2000年以降は国立社会保障・人口問題研究所「都道府県別人口の将来推計 (平成9年5月推計)」

(注) 三大都市圏の定義は次のとおり。東京圏：千葉県、埼玉県、東京都、神奈川県。名古屋圏：岐阜県、愛知県、三重県。関西圏：滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県。

# 成年後見事件の推移(統計から)



# 大阪家庭裁判所の取組

- I 後見等開始事件の適正迅速化に向けての取組
- II 実効性のある後見監督に向けての取組

# I 後見等開始事件の適正迅速化に向けての取組 (大阪家庭裁判所における取組)

利用しやすい、適正迅速な後見開始をするために

1 申立てセットの交付, 申立日の電話予約制の運用



# I 後見等開始事件の適正迅速化に向けての取組 (大阪家庭裁判所における取組)

利用しやすい、適正迅速な後見開始をするために

## 2 鑑定手続省略の運用(省略可能な事案のみ)

診断書の信頼性重視

親族間に後見等開始について争いが無い事案

時間及び当事者の費用負担の軽減

# I 後見等開始事件の適正迅速化に向けての取組 (大阪家庭裁判所における取組)

利用しやすい、適正迅速な後見開始をするために

## 3 適切な後見人選任(専門職後見人選任を含む。)の重要性

- 事案の内容(申立て動機, 本人の財産内容, 後見事務における課題事項等)を踏まえた後見人の選任
  
- 次のような場合は, 専門職後見人選任を検討
  - 財産の権利関係が複雑で管理に専門的知識が必要
  - 親族候補者と本人が利益相反
  - 本人の親族間に紛争がある
  - 親族候補者が後見制度の趣旨に無理解 など

## Ⅱ 実効性のある後見監督に向けての取組 (大阪家庭裁判所における取組)

### 1 後見人の職務の周知

申立検討時のビデオ視聴

申立日のビデオ視聴

後見人の職務の説明会を実施

後見事務に必要な情報を記載したファイルを交付

## Ⅱ 実効性のある後見監督に向けての取組 (大阪家庭裁判所における取組)

### 2 事案に応じた後見監督の実施

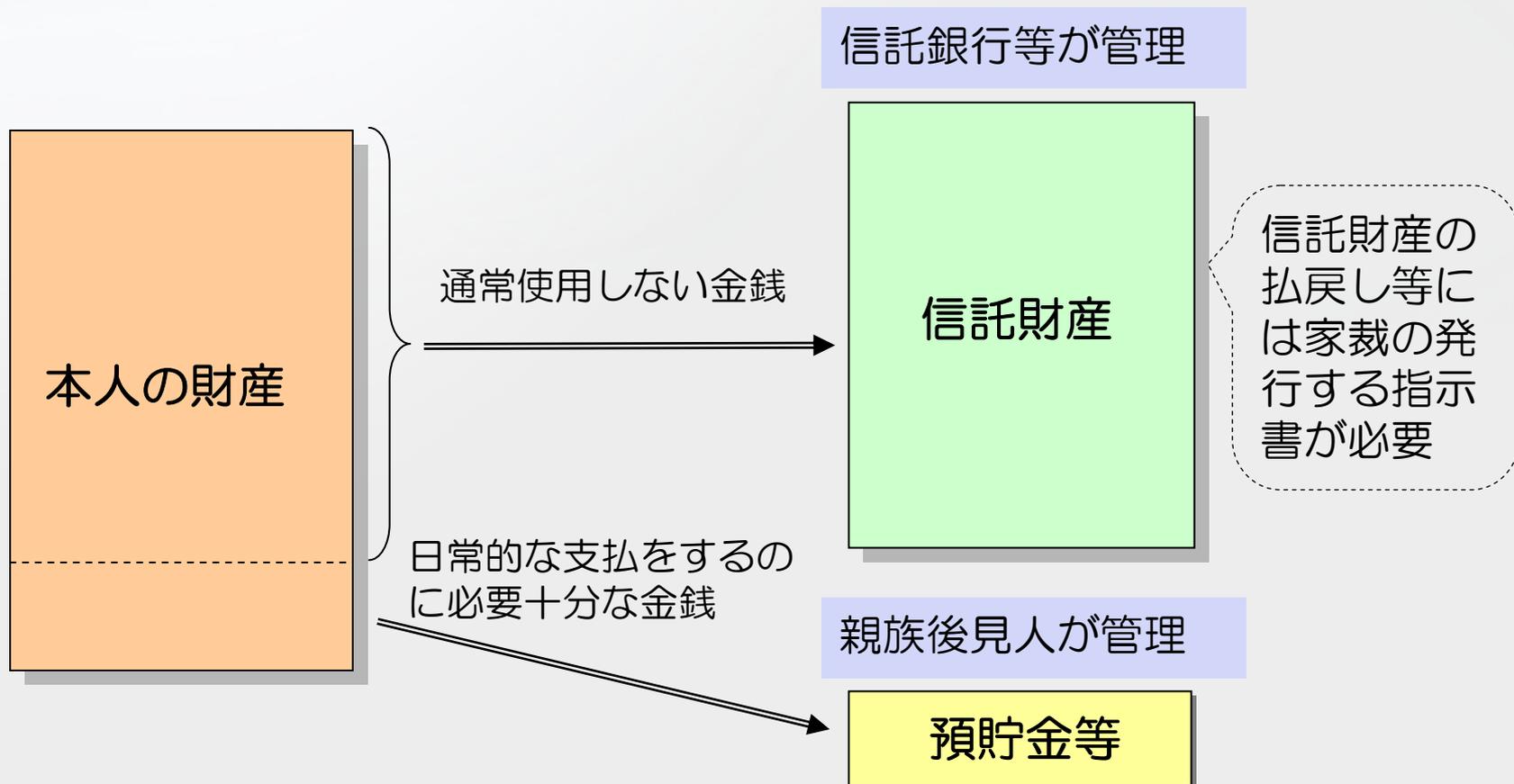
初回財産目録の提出要請

事案に応じた後見監督の時期設定

後見監督における後見事務報告書の提出要請

# 後見制度支援信託

## □ 後見制度支援信託の仕組み（イメージ）



## □ 成年後見と未成年後見で利用可能

# 後見制度支援信託を利用する必要性

---

## 【家庭裁判所】

親族後見人による不正行為を防止して、本人の財産の適切な管理・利用のため



専門職を後見人又は後見監督人に選任するなどの措置



選択肢の一つとして後見制度支援信託を導入

# 後見制度支援信託の枠組み

---

## □ 信託できる財産

金銭のみ

不動産・動産

信託の利用を目的とした売却は想定されていない

株式等の金融商品

個別の事案ごとに売却・換金をするかどうか検討

# 後見制度支援信託を利用する事案

## □ 事案の分類（イメージ）

専門職後見人による  
継続的な関与が必要  
な事案

○ 後見事務に専門的な知識・経験  
が必要

○ 親族間に争いがある

など

後見制度支援信託を  
利用する事案

後見制度支援信託の  
利用に適さない事情  
がある事案

○ 財産が少ない

○ 信託できない財産が多い

（市民後見人選任も含む）など

## ご意見を伺いたい事項

- 1 制度や後見人の職務についての広報活動
- 2 社会全体で支える後見制度  
(後見人候補者の需要増加)
- 3 後見制度に期待するもの